



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

雇用保険基本手当の日額の範囲等が変更

平均給与額の変動に伴い8月1日から

雇用保険の基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の範囲等については、毎月勤労統計の平均給与額の上昇または低下の率に応じて、変更されることになっています。毎月勤労統計の平成14年度の平均給与額(同年度の各月における平均定期給与額の平均額)が、平成13年度の平均給与額に比して約0.8%低下したことから、厚生労働省は、この低下した率に応じて次の通り変更を行いました。

(1) 基本手当の日額の算定の基礎となる賃

金日額の範囲等の引き下げ

(2) 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額の引き下げ

(3) 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額(支給限度額)の引き下げ

これらの改定は、2003年8月1日から実施されます。ただし、(1)は4月30日以前の離職者、(3)は4月30日以前の受給者については適用されません。

(1) 基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引き下げ

基本手当日額の最高額・最低額

<最高額>

年齢区分	現 行	変更後
60歳以上65歳未満	7,011円	6,957円
45歳以上60歳未満	8,040円	7,980円
30歳以上45歳未満	7,310円	7,255円
30歳未満	6,580円	6,530円

<最低額>

現 行	変更後
1,712円	1,696円

最低額は年齢区分に関わりません。

基本手当の日額を算定する給付率に応じた賃金日額の範囲(60歳未満)

給付率	賃金日額の範囲		基本手当日額	
	現 行	変更後	現 行	変更後
80%	4,210円~ 2,140円	4,180円~ 2,120円	3,368円~ 1,712円	3,344円~ 1,696円(最低額)
80%~ 50%	4,210円~ 12,220円	4,180円~ 12,130円	3,368円~ 6,110円	3,344円~ 6,065円

(2) 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額

現 行 変更後
1,388円 1,377円

例) 賃金日額7000円、基本手当日額4855円の者が、失業認定期間(28日間)中に2日以内職し、内職により6000円を得た場合の認定期間28日分の基本手当の支給額
【(6000円/2 - 1377円) + 4855円】 - 7000円 × 80% = 878円(減額/日)
4855円 × (28 - 2日) + (4855円 - 878円) × 2日 = 134,184円(支給額)

(3) 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の引き下げ

現 行 変更後
350,880円 348,177円

例) 60歳前の月平均賃金額が50万円である被保険者について、60歳到達後の支給対象月の賃金額が32万円に低下した時の高年齢雇用継続給付の支給額
30,880円(現行) 28,177円(変更後) 対象月あたり